平成２６年（フ）第３０７号
静岡県裾野市稲荷67番地
債務者　太田　充佳
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
静岡県田方郡函南町大竹167番地の１
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
静岡県富士市宮島231番地の15　ロイヤルマンション富士408号
債務者　佐々木末治
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３５号
静岡県下田市六丁目34番地22号
債務者　赤城　栄治
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２７３号
愛知県一宮市玉野字涜漉64番地　玉野団地３棟205号
債務者　小林　文夫
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３２号
滋賀県栗東市手原３丁目10番３―401号、前住所兵庫県西宮市甲陽園山王町１番88―108号
債務者　エスイーシーこと　中熊　競秀
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３３号
滋賀県栗東市手原３丁目10番３―401号、前住所兵庫県西宮市甲陽園山王町１番88―108号
債務者　中熊　祝子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７３号
大津市皇子が丘１丁目23番19号　カームコート宇佐山、前住所大津市今堅田２丁目７番２号　西田ハイツ２―B
債務者　辻　　昭夫
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９１号
大津市本堅田２丁目21番33号
債務者　齋藤　宏美
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
滋賀県長浜市加田町1405番地
債務者　高尾　健二
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
鳥取県鳥取市若葉台南１丁目６番11号　２Ｆ、旧住所鳥取県鳥取市若葉台南５丁目２番12号
債務者　小嶋　一弘
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１４号
鳥取県八頭郡八頭町船岡691番地１
債務者　吹上　恭子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７７０号
広島市東区温品２丁目１番20―102号
債務者　西田　瑞貴（旧姓米今）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９５号
広島市西区三滝町18番10―201号
債務者　藥師　謙二
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０６号
広島市安佐南区長束５丁目14番10―201号
債務者　亜部亜部こと　髙井　博己
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９２号
香川県小豆郡小豆島町木庄甲２番地４
債務者　濱本　範枝（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０１号
愛媛県松山市和泉南４丁目２番24号　堀ビル33号
債務者　加藤　好孝
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所民事部